

## 感染等により申告期限までの申告等が困難な方へ

令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者、自宅待機者となり申告などが困難な方については、**4月15日(金)までの間**、申告および納付期限の延長を申請することができます。なお、確定申告書の提出は、外出せず利用できるe-Tax(パソコン・スマートフォン)で利用できる国税電子申告・納税システム)や郵送でも同様に受付します。

### 延長の申請方法

3月15日(火)までに申告ができなかった場合は、申告が可能となった時点で申告書の右上余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、大曲税務署へ提出してください。消費税も同様の取り扱いとなります。

問●大曲税務署 ☎0187(62)2191

税 務 課

### 申告相談の期間を延長します

申請による確定申告期間の延長に伴い、町の申告相談も延長となります。**延長期間の申告相談は予約制となり、予約なしでの申告相談は受付できませんのでご了承ください。**

延長期間●3月16日(水)～3月31日(木)

・午前9時～午前11時 ・午後1時～午後3時

対象者●次のいずれかに該当し、確定申告期間(2月16日から3月15日)にかけて申告が困難となった方  
 ・新型コロナウイルス感染症の感染者  
 ・濃厚接触者 ・自宅待機者

申告相談会場●美郷町役場 税務課窓口

予約方法●下記へ電話でご予約ください。

必要書類●・マイナンバーカードまたは通知カード

・利用者識別番号 ・源泉徴収票の原本

※その他必要なものなどについては、配布済みの申告の手引きをご覧ください。

### 軽自動車の登録抹消や名義変更などの手続きは3月中にお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・四輪の軽自動車・二輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。廃車や譲渡により所有者でなくなった方や転出された方が登録抹消や名義変更・住所変更などの手続きをしないまま4月1日を経過すると、令和4年度分の軽自動車税が全額課税されます。

廃車・名義変更・住所変更など所定の手続きがまだお済みでない方は、3月中に行うようにしてください。

※軽二輪の手続場所が令和元年7月より運輸支局に変更となりましたので、ご注意ください。

※3月末はたいへん混雑しますので、お早めに手続きされますようご協力をお願いします。

車 種	手続場所	必要書類等
・軽四輪	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大曲仙北地区自家用自動車協会 ☎0187(62)2371</li> <li>●軽自動車検査協会 秋田事務所 ☎050(3816)1834</li> <li>●全国軽自動車協会連合会 秋田事務所 ☎018(896)6811</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新、旧所有者の認印</li> <li>・住民票</li> <li>・自動車検査証</li> <li>・手数料</li> </ul> ※詳しくは手続き先へお問い合わせください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型二輪(250cc超)</li> <li>・軽二輪(125cc超250cc以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●秋田運輸支局 ☎050(5540)2012</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車(125cc以下)</li> <li>・小型特殊自動車(トラクター、コンバインなど)</li> <li>・ミニカー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町税務課 ☎0187(84)4902</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新、旧所有者の認印</li> <li>・廃車、標識変更のときはナンバープレート</li> </ul> ※手数料は無料です。

※県外に転出されている方は、その住所地の軽自動車協会でご手続きしてください。

申・問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902

## 人権擁護委員をご紹介します

【新任】 齊藤 敦子 さん(大坂)

齊藤敦子さん(大坂)が1月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けました。任期は令和6年12月31日

までの3年間です。いじめや家庭内でのめもごと、近所でのトラブルなど、身近なことで困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

問 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

商工観光交流課

## 温泉施設利用料金の改定に関するお知らせ

6月1日より下記のとおり温泉利用料金が改定となります。利用者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

対象施設 ● 千畑温泉サン・アール  
● 六郷温泉あったか山  
● 湯とぴあ雁の里温泉

### ■利用料金について

条例改正前		
	条例上の上限	実際の利用料金
大人 1回	410円	400円
子ども1回	200円	200円

条例改正後		
	条例上の上限	実際の利用料金
大人 1回	550円	500円
子ども1回	300円	250円

## 「まちやど」に関する講演会を開催します

「まちやど」とは、町を一つの宿と見立て宿泊施設と地域の日常をネットワークさせ、町ぐるみで宿泊客をもてなすことで地域価値を向上していく事業です。町の中にすでにある資源や町の事業者をつなぎ合わせ、そこにある日常を最大のコンテンツとすることで、訪れた方には地域固有の宿泊体験を提供し、町の住民や事業者は新たな活躍の場や事業機会が得られる、まさに町全体の活性化につながる取り組みです。

東京都谷中で最小文化複合施設HAGISO、宿泊施設hanareなどを運営、「一般社団法人日本まちやど協会」の代表理事を務め、一級建築士として設計・デザイン活動も行っている、宮崎晃吉氏を講師に迎え、右記のとおり講演会を開催します。

どなたでも参加できますので、興味のある方はぜひご参加ください。

日 時 ● 3月18日(金)  
午後6時～午後7時(受付:午後5時40分)

会 場 ● 美郷町役場3階 大会議室  
(オンラインにより会場を宮崎氏と繋ぎ、ご講演いただきます)

講 師 ● 一般社団法人 日本まちやど協会  
代表理事 宮崎 晃吉 氏

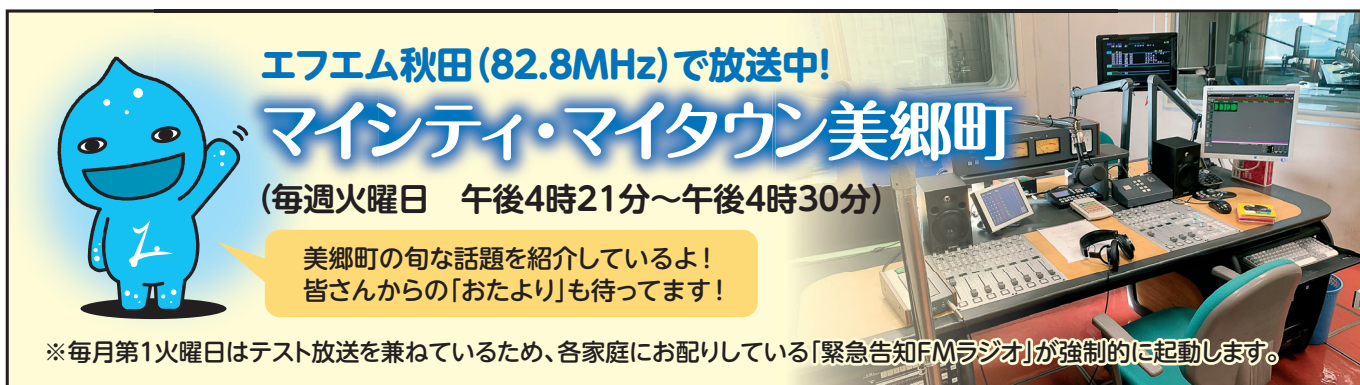
参 加 料 ● 無料

定 員 ● 先着20名

申込方法 ● 3月11日(金)まで電話またはFAXで下記へお申し込みください。

※消毒液の設置、席の間隔を空けるなど、感染対策を講じて開催しますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、講演会の日程などが変更・中止となる場合があります。

申・問 町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909 FAX0187(85)2107



**エフエム秋田 (82.8MHz) で放送中!**

# マイシティ・マイタウン美郷町

(毎週火曜日 午後4時21分～午後4時30分)

美郷町の旬な話題を紹介しているよ!  
皆さんからの「おたより」も待ってます!

※毎月第1火曜日はテスト放送を兼ねているため、各家庭にお配りしている「緊急告知FMラジオ」が強制的に起動します。